

質問内容	答弁内容
<p>一 過請求について</p> <p>（一）告訴の検討について</p> <p>先ほど木下議員とのやりとりもございましたが、明らかにだまし取るという意思があった場合は詐欺罪にあたる訳でございます、これは常識でございます。既に同じような過請求の問題は、静岡県の掛川市、そして焼津市で起きました。これは、近畿日本ツーリストがやったということでございますけれども、当然のことながら、詐欺罪で告訴して有罪になったという例がありますけれども、この例についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。</p> <p>（二）訴訟の検討について</p> <p>事案から数ヶ月が済んでいる訳でございます。先ほど早急に判断をしていきたいということをおっしゃっていましたが、いつ頃が目処になるのでしょうか。</p> <p>【知事総括】</p> <p>今の答弁は、15日の知事総括で話すということで、今日は話せないということですね。先ほど木下委員も知事総括に残しましたけれども、私も一応、そちらの方が先に答弁されるのだろうとは思いますが、知事答弁に残します。よろしくお願ひします。</p>	<p>【福祉局長】</p> <p>告訴についてでございますが、近畿日本ツーリストの過請求については、静岡県内の自治体からコロナ関連事業の委託費をだまし取ったとして、元社員が詐欺罪に問われ、一審で有罪判決になったという事例があると承知しております。</p> <p>なお、道におきましては、対象の事業所について、告訴の必要性や整理すべき事項につきまして、顧問弁護士の助言をいただき、道警との打ち合わせを重ねているところでございます。</p> <p>【福祉局長】</p> <p>告訴の検討についてでございますが、道では、告訴の必要性や整理すべき事項について、顧問弁護士の助言をいただき、その内容をもとに、これまで道警との打合せを重ねておりますことから、検討に一定の時間を要しているところでございます。</p> <p>告訴につきましては、これまでの打ち合わせなどを踏まえ早急に対応を決定してまいりたいと考えております。</p>